

## 特定調停経過の概要

## 第1回期日 &lt;平成19年12月25日(火) 午前10時30分～午後0時&gt;

- (1) 冒頭に公社理事長（専務理事代理）から発言
  - ・ 相手方出席への謝辞および理解と協力をお願い
- (2) 公社代理人からの説明
  - ・ 申立ての趣旨、償還圧縮の考え方について説明
- (3) 調停委員会は、相手方から個別に意見聴取を行われた。

## 第2回期日 &lt;平成20年2月6日(水) 午後3時00分～午後4時10分&gt;

- (1) 公社代理人弁護士から大阪府ほか7団体(自治体・企業団)との個別協議の経過について次のとおり説明をした。
  - ・ 個別協議では、下流団体の参画の歴史的経緯について説明し、調停成立に向けて理解を求めた。
  - ・ 相手方からは、滋賀県の対応についての質問や経営改善計画についての意見が出された。
- (2) 農林漁業金融公庫の欠席について
  - ・ 第1回調停後、2度個別協議を行ってきた。現在進行中の公庫側の作業が完了していないので本期日は欠席された。次回は出席予定。

## 第3回期日 &lt;平成20年3月6日(木) 午後1時30分～午後2時45分&gt;

- (1) 公社代理人弁護士から相手方への説明等
  - ・ 下流団体からの質問等について、文書により回答が行なわれた。
  - ・ 滋賀県に対して、下流団体から出されている意見等について、具体的な検討を行うよう要請している旨の説明があった。
- (2) 本県代理人弁護士から調停委員への説明（個別聴取）
  - ・ 下流団体からの意見に対しては、滋賀県として真摯に検討を行っている旨の説明を行った。
- (3) 農林漁業金融公庫代理人弁護士から調停委員への説明（個別聴取）
  - ・ 農林漁業金融公庫からは「滋賀県の損失補償があるので、公庫としては、債務の減免を論じるべき立場にない。」「滋賀県が損失補償後の債務を譲り受けることを前提に、本調停において滋賀県が申立人との間で債務額減額等の協定を行うことに全く異存はない。」と意見の表明があった。

第4回期日 <平成20年4月21日(月) 午前10時00分～午後0時>

---

- (1) 公社代理人弁護士から大阪府他7団体との個別交渉の経過について説明
  - ・ 個別交渉では、下流団体からの意見に対する検討結果についての説明があり、調停申立に向けての理解・協力が求められた。
  - ・ 相手方からは、検討結果についての質問や意見が出された。
- (2) 本県代理人弁護士から検討結果に対する滋賀県の考え方について説明
- (3) 農林漁業金融公庫からは、「本調停に対する対応は、これまでと変わっていない。なお、調停外における県との個別協議については継続中である。」との説明があった。

第5回期日 <平成20年6月18日(水) 午後3時～午後4時>

---

- (1) 公社代理人弁護士から経営改善計画書の変更案について説明があった。
- (2) 本県代理人弁護士からは、
  - ・ 大阪府他7団体から出された意見書に対する考え方について説明
  - ・ 公庫債務について、県が公社と連帯して長期にわたって分割して支払うこと(重畳的(ちょうじょうてき)債務引受)について提案を行い、公庫と下流社員に理解を求めた。
- (3) 農林漁業金融公庫からは、「公社の申立てにかかる本調停自体に対する意見は、これまでと変わっていないが、県代理人からなされた重畳的債務引受の要請については、債務の正常化に資するものであり、これを排除しないと考えている。」との意見が出された。

第6回期日 <平成20年9月16日(火) 午後1時30分～午後1時40分>

---

- (1) 本県代理人弁護士から、県が公庫債務を免責的に引き受けるに至った経緯について説明を行った。
- (2) 公社代理人弁護士からは、今回の免責的債務引受についても調停の中で位置付けることが望ましいとして、公庫に対し、調停参加への継続を申し入れを行った。

第7回期日 <平成20年10月30日(木) 午前10時00分～午前10時15分>

---

- (1) 公社代理人弁護士からは、債務の処理についてあらためて要請があった。
- (2) 各相手方代理人弁護士が、公社の要請について意見を述べられた。